

事務連絡
令和3年4月30日

各都道府県衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医政局総務課
医療経理室

新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（医療分）における
「時間外・休日のワクチン接種会場への医療従事者派遣事業」について

新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種（以下「ワクチン接種」という。）については、現在、各自治体において、ワクチン接種体制の構築を進めていただいているところです。

7月末を念頭に希望する高齢者にワクチン接種を終えることができるよう、ワクチンの接種を行う医師・看護師等を確保するため、今般、時間外・休日の接種費用について、当省健康局において、ワクチン接種対策費負担金の被接種者1人当たり単価 2,070 円に診療報酬上の時間外等加算相当分の加算を行うこととしました。

併せて、地域の実情に応じ、当該加算を講じてもなお医師・看護師等が不足すると考えられる場合には、さらなる支援措置として、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の「時間外・休日のワクチン接種会場への医療従事者派遣事業」により、都道府県の判断のもと、時間外・休日の医療機関から、集団接種会場に医師・看護師等を派遣したときに、派遣元の医療機関に対して財政的支援を実施することとしました。

都道府県におかれましては、できる限り早期に希望する高齢者にワクチン接種を終えることができるよう、貴管内の市区町村や医療機関等と相談の上、御協力いただきますようお願いいたします。

なお、「時間外・休日のワクチン接種会場への医療従事者派遣事業」について、ご質問等がある場合は、以下の照会先にメールでご照会いただきますようお願いいたします。

（照会先）厚生労働省 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金担当

メール：ncov-koufukin@mhlw.go.jp

（参考）

○接種費用の上乗せについて（案）

時間外等加算相当分

- ・ 時間外 2,070 円→2,800 円
- ・ 休日 2,070 円→4,200 円

○医師・看護師等の派遣について

時間外・休日のワクチン接種会場への医療従事者派遣事業

- ・ 医師 1人1時間当たり 7,550 円
- ・ 看護師等 1人1時間当たり 2,760 円

※ 7月末までに行われる派遣が対象